

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	全般	記載適正化のため、携帯型水位・水温計の温度の計測範囲を追加した。また、温度計としての代替パラメータを追加した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-5	記載適正化のため、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等対処設備のほか、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備※2を選定する。 (新) 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備※2を選定する。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-13, 25, 27	他条文と整合を図り、体制関連の名称について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 事務局員 (新) 総括班員	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-18	誤記訂正のため、原子炉格納容器への注水量について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 充てん流量(自主対策設備)の計測範囲は、0~70m ³ /hとしており、計測対象である充てんポンプの最大流量は45.4m ³ /hである… (新) 充てん流量(自主対策設備)の計測範囲は、0~70m ³ /hとしており、計測対象である充てんポンプの最大流量は56.8m ³ /hである…	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-37~59, 80~89, 1106~1128	記載適正化のため、注記の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) …耐震性又は耐環境性等はないが… (新) …耐震性、耐環境性等はないが…	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-66	他条文との整合を図り、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計の計測範囲を修正した。(下線部参照) ・携帯型水位計 (旧) T.P.29.29m~T.P.33.10m (新) 0.6~16m ・携帯型水位・水温計 (旧) T.P.29.29m~T.P.33.10m (新) 30m 0~100℃	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-71	記載適正化のため、第1.15.3図 主要設備 系統概要図(1/2)のうち、電動弁駆動部の表記について「M(半角)」から「M(全角)」に、図中の1桁の数字について半角から全角に修正し、体裁の統一を図った。また、左上の※6について、系統内への注入を示す矢印を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	添付資料1.15.3全般	他条文と整合を図り、記号や数値の半角、全角を修正した。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-182	他条文と整合を図り、1.3.2.2(4)d:操作欄について、以下のとおり修正した。 (旧) - (新) 代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-449	他条文と整合を図り、1.5.2.1(2)c:操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)a.「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。 (新) 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)a.「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-451	他条文と整合を図り、1.5.2.1(2)d:操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) <u>主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の開操作については</u> 、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)b.「主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。 (新) 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)b.「主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-452	他条文と整合を図り、1.5.2.1(2)e: 操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水については、1.5.2.1(5)b.「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復後の主蒸気逃がし弁の開度調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)b.「主蒸気逃がし弁操作作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順④と同様である。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水については、1.5.2.1(5)b.「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 主蒸気逃がし弁の開度調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)b.「主蒸気逃がし弁操作作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順④と同様である。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-457	他条文と整合を図り、1.5.2.1(5)a: 操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車による補機冷却水(海水)通水後に行うA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2)b.(a)i.「A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」の操作手順と同様である。 (新) A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2)b.(a)i.「A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」の操作手順と同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-470	他条文と整合を図り、1.5.2.2(2)c: 操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水については、1.5.2.1(5)b.「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復後の主蒸気逃がし弁の開度調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)b.「主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順④と同様である。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水については、1.5.2.1(5)b.「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 主蒸気逃がし弁の開度調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2)b.「主蒸気逃がし弁操作可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順④と同様である。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-474	他条文と整合を図り、1.5.2.2(5)a: 操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 1.5.2.1(5)a.「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」操作手順と同様である。 可搬型大型送水ポンプ車による補機冷却水(海水)通水後に行うA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2)b.(a)i.「A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」の操作手順と同様である。 (新) 1.5.2.1(5)a.「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2)b.(a)i.「A-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」の操作手順と同様である。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-558, 559, 560	他条文と整合を図り、1.6.2.3重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順の表を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-757	他条文と整合を図り、1.13.2.1(8)b:操作欄について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については、「1.3.2.1(2)b.電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。 (新) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水手順については、1.2.2.1(2)a.「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-856～858	他条文と整合を図り、1.13.2.2(2)a.の下記手順に記載している監視計器において誤記を削除した。 (a)原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (b)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 (c)海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 記載を削除した監視計器 ECCS作動、炉心出口温度、加圧器水位、高圧注入流量、低圧注入流量、1次冷却材圧力(広域)、格納容器内温度、原子炉格納容器圧力、格納容器圧力(AM用)、格納容器再循環サンプ水位(広域)、格納容器再循環サンプ水位(狭域)、補助給水流量、蒸気発生器水位(広域)、蒸気発生器水位(狭域)、補助給水ピット水位、格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)、エアロックエリアモニタ、炉内核計装区域エリアモニタ、格納容器じんあいモニタ、格納容器ガスモニタ、泊幹線1L電圧、2L電圧、後志幹線1L電圧、2L電圧、甲母線電圧、乙母線電圧、6-A、B、C1、C2、D母線電圧、原子炉補機冷却水供給母管流量、原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用)、原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量、原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量(AM用)	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-929	他条文と整合を図り、第1表7.1.3 a項の対応手段名称を以下の通り修正した。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水※ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水(B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水)※	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-938, 939, 940, 941	他条文と整合を図り、第1表7.1.4 a項のうち対応手段に記載している「格納容器スプレイ機能」の表現を「格納容器スプレイ注入機能」へ修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1004	他条文と整合を図り、第1表7.1.8 b項のうち対応手段「破損側蒸気発生器圧力の減圧継続時の対応」にて使用する計器として補助給水ピット水位を追加した。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1118	誤記訂正のため、第1表 代替パラメータによる判断への影響 (13/23) の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 格納容器自然対流冷却開始 (新) 格納容器内自然対流冷却開始	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1134, 1137	記載適正化のため、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) …手順, 計測機器及び装備等… (新) …手順, 計測機器, 装備等… (旧) …炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等… (新) …炉心損傷防止対策, 格納容器破損防止対策等…	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1122	記載適正化のため、第1表 代替パラメータによる判断への影響 (17/23) における1次冷却材圧力(広域)の代替パラメータによる判断への影響の記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) ③1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位(狭域)及び主蒸気ライン圧力の傾向監視により蒸気発生器伝熱管破損がないこと及び格納容器再循環サンプ水位(広域)の上昇がないことで… (新) ③1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位(狭域)及び主蒸気ライン圧力の傾向監視により蒸気発生器伝熱管破損がないこと並びに格納容器再循環サンプ水位(広域)の上昇がないことで…	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1138	誤記訂正のため、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) ・炉心の冠水状態の確認が可能 (新) ・炉心の冠水状態の確認が可能。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1146	記載適正化のため、(3)温度計測体制の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) …必要な要員を配置し、教育及び訓練等を実施する。 (新) …必要な要員を配置し、教育, 訓練等を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1147	記載適正化のため、第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却時の出入口温度及び第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線について、格納容器再循環ユニットの粗フィルタを取り付けた場合のデータから粗フィルタを取り外した場合のデータへ変更した。 (粗フィルタを取り外した場合の方が可搬型温度計測装置で計測する冷却水温度の変動範囲が大きくなるため、可搬型温度計測装置の把握能力を示す上で適切である。粗フィルタを取り外した場合のデータを使用することは大飯と同様。)	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r.10.0)	1.15-1150	記載適正化のため、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) …データ伝送設備 (発電所内) <u>又は</u> プラント計算機等… (新) …データ伝送設備 (発電所内) <u>、</u> プラント計算機等…	